

# Pandemic Flu Bird Flu

平成20年1月31日(木)  
全国保健所長会研修会  
(於:京都市子育て支援センター)

平成19年度  
地域保健総合推進事業  
研究班報告

## 保健所における新型インフル エンザ対策のあり方研究事業



発表者  
岸本益実  
(広島県備北地域保健所)

## 保健所における新型インフルエンザ対策のあり方研究事業 事業実施目的

平成19年3月に国から示された「新型インフルエンザガイドライン(フェーズ4以降)」を受けて、都道府県レベルでのガイドライン策定が求められた。

しかし、都道府県レベルよりもむしろ保健所レベルでの具体的な対応策が重要である。

そこで、この事業において地域にあった対応策を策定するためのツールを提示することを目的とする。

## 保健所における新型インフルエンザ対策のあり方研究事業 事業実施計画

日本公衆衛生学会感染症対策委員会との協働事業として実施する。

新型インフルエンザガイドラインにおいて保健所が実施すべき事項をピックアップし、最低限の保健所における行動マニュアル、保健所長が指示すべき事項を提示する。

## 保健所における新型インフルエンザ対策のあり方研究事業 研究組織

分担事業者  
角野文彦(滋賀県東近江保健所)

事業協力者  
山口(北海道)、小林(長野)、石原(東京)、  
岸本益(広島)、中原(福岡)、伊藤(京都)

アドバイザー  
押谷(東北大)、前田(東京)、金成(福島)、  
荒田(北海道)、国吉(沖縄)、砂川(感染研)

厚生労働省と連携

保健所における新型インフルエンザ対策のあり方研究事業  
**研究会議の開催(1)**

- 第1回 6月20日(水) 顔合わせ 班員役割分担決定
- 第2回 7月11日(水) ガイドラインに準じた検討
- 第3回 8月10日(金) マニュアル独自の構成案検討
- 第4回 9月12日(水) 構成案の改正、内容の追加
- 第5回 10月2日(火) 保健所行動計画策定マニュアル第1版(案)の策定

10月18日(木)から11月30日(金)まで全国保健所長  
 会ホームページ(URL: <http://www.phcd.jp/>)で公開し、  
 全国の保健所関係者から意見募集

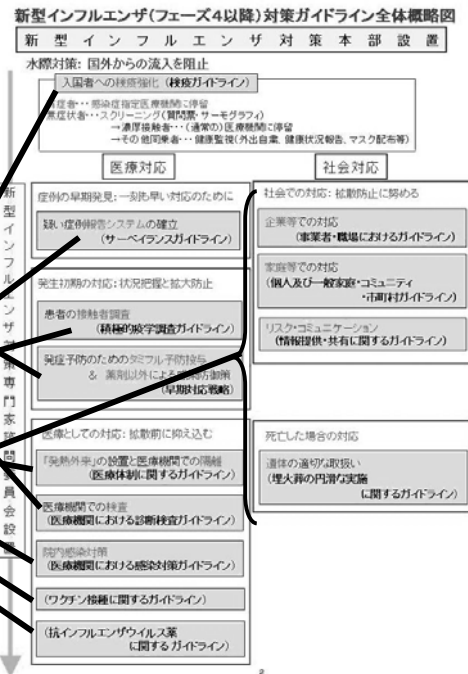
保健所における新型インフルエンザ対策のあり方研究事業  
**研究会議の開催(2)**

- 第6回 12月26日(水) 於:国立感染症研究所  
 意見を踏まえての修正  
 マニュアル第1版として確定



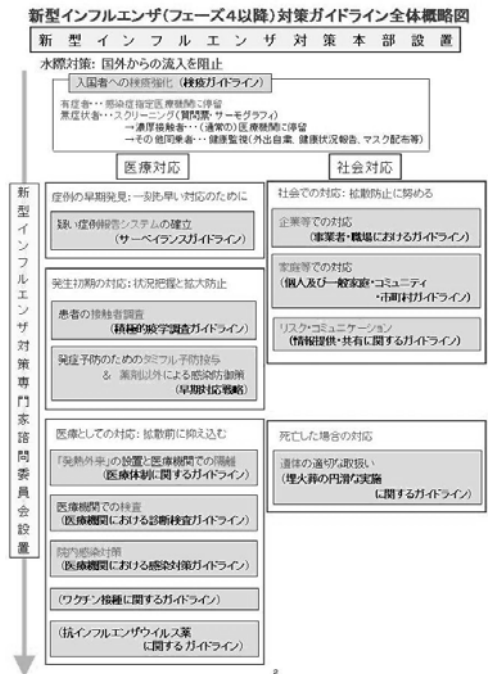
マニュアルの構成  
 -ガイドラインとの対比から-

- 第1章 対策の基礎(13分野)
- 第2章 事前準備(13分野)
- 第3章 早期対応戦略
- 第4章 発生状況の把握
- 第5章 医療対応
- 第6章 社会対応
- 第7章 用語の解説



マニュアルの構成  
 (全66ページ)

保健所や自治体から見ると、水際作戦と医療対応を含めた「発生状況の把握」、患者の治療、ワクチン、抗ウイルス薬を含む「医療対応」、「社会対応」の3つに区分され、発生初期にはこれらを同時に進める「早期対応戦略」が発動される。





# 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 早期対応戦略(全8ページ)

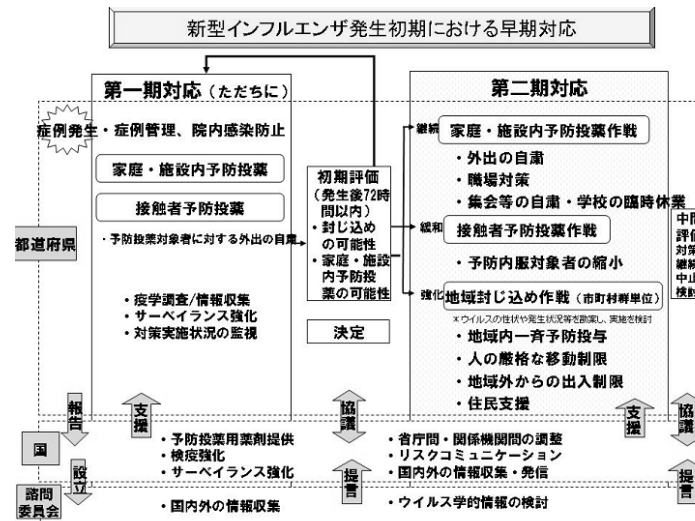
新型インフルエンザ発生初期における  
早期対応戦略ガイドライン(概要)

住民への抗ウイルス薬 予防投与方法	目的	抗ウイルス薬 予防投薬対象者
① 家庭・施設内予防投薬	感染拡大防止	症例の家庭・保育施設・学校・職場等内全員
② 接触者予防投薬	個人の発病予防	症例の接触者対象
③ 地域内予防投薬	ウイルス封じ込め	市町村(群)内全員
④ 薬剤以外の 感染拡大防止策	感染拡大の抑制	感染防止対策、移動制限、学校の臨時休業、職場対策、集会や社会活動の自粛、リスクコミュニケーションなど

- ②+④ 接触者予防投薬作戦: 接触者の発症抑制
- ①+②+④ 家庭・施設内予防投薬作戦: 地域単位での感染拡大の抑制
- ②+③+④ 地域封じ込め作戦: 一定条件を満たした場合の発生地域におけるウイルスの封じ込め

住民への抗ウイルス薬予防投薬には4種類あり、それらを組み合わせた早期戦略のための作戦が3種類ある。いずれも保健所が主体となって関与する。

# 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 早期対応戦略



発生初期の早期対応は、直ちに行う第1期対応、72時間以内の初期対応、中間評価と方針修正、の順に進行し、保健所が重要な役割を果たす。

# 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 発生状況の把握(全10ページ)

## 検疫所との連携

フェーズ4A以降、5Aまでにおいて、水際対策として検疫業務が強化される。保健所は濃厚接触者や同乗者の健康監視に協力し、症状が発現した場合には調査・健康診断の勧告等を速やかに実施する。

## サーベイランス

保健所が関与し、感染拡大前の早期の探知が重要。感染拡大後は、感染拡大防止戦略策定、臨床現場での治療方針決定、住民への情報提供に役立てる。

# 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 発生状況の把握

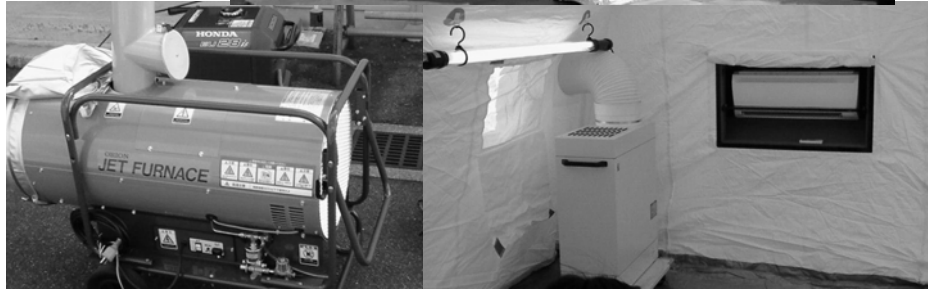
## 積極的疫学調査

保健所は、医療機関等から要観察例の情報提供を受けて早急に臨床調査・行動調査とウイルス検査を実施する。H亜形陽性が判明(擬似症患者)した段階で感染源調査・接触者調査を実施し、接触者には暴露後10日間の健康観察、予防内服などの対応をとる。

## 診断・検査

保健所は発生に備えてウイルス培地を準備・保管しておく。咽頭ぬぐい液等の検査を直接行う事態も想定して、事前準備を行う。

# 防疫テント 設営演習 から

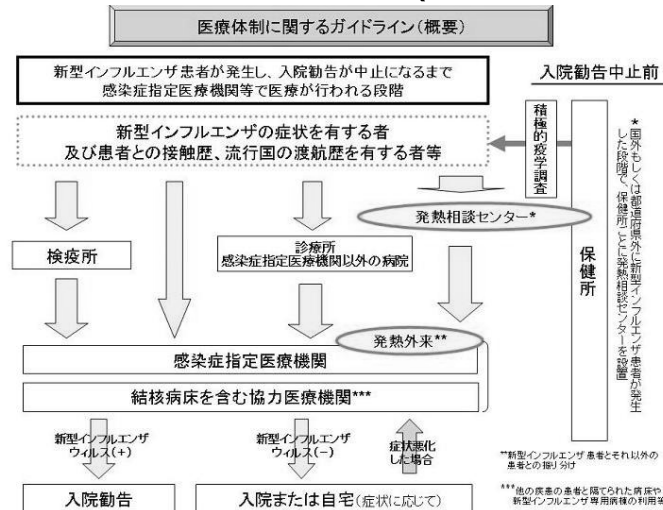


発熱外来

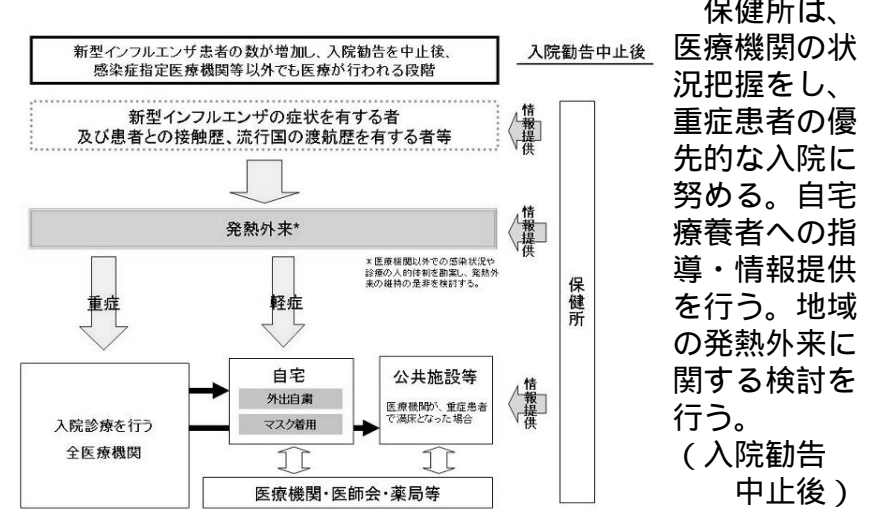
管内勉強会



## 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 医療対応(全7ページ)



## 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル 医療対応



## 医療対応

### 新型インフルエンザワクチンの接種

プレパンデミックワクチンはフェーズ4 A宣言直後から都道府県が実施主体で行い、パンデミックワクチンは製造終了次第、市町村（医療従事者、社会機能維持者に対しては都道府県）が実施主体で行う。

### 抗インフルエンザ薬

予防投与は必要に応じて、地域の医師会の協力も得て、保健所医師が主体となる。

### 医療施設における感染症対策

保健所は患者移送従事者の安全確保、感染対策を行う。

## 社会対応(全4ページ)

### 事業者・職場における対策

保健所は事業者・職場に対して積極的に的確な情報を迅速に伝えるために、ホームページの充実と更新を怠らないようにする。パンデミック時の対応について事前に事業者・職場の理解を得ておく。

### 個人、一般家庭、コミュニティ、市町村における対策

保健所は、上記に対して日常から一般的な感染症予防の健康教育を実施する。発生時の情報提供体制、相談体制を整備しておく。

## 社会対応

### 情報提供・共有（リスク・コミュニケーション）

フェーズ1～3では都道府県から定期的な記者発表により住民に情報提供。フェーズ4以降は情報提供体制を強化（毎日複数回、定時の定例記者会見）し、コールセンターを設置する。

### 埋火葬の円滑な実施

保健所は市町と協力の上、事前の調査、体制整備を行う。火葬能力を超える死亡者が出た場合の対策についても準備する。

## まとめ

保健所における新型インフルエンザ対策のあり方検討事業で作成した、新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル～「フェーズ4以降のガイドラインを踏まえて」～を紹介した。

今後、全国の各保健所で対策の具体的な検討が行なわれ、「保健所行動計画」として発生に備えることが必要である。

